

業務指示書

モンゴル国外部事後評価：モンゴル「ツェツィー風力発電事業」（海外投融資）

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとなります。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年10月31日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 竹澤 朱美 Takezawa.Akemi@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年11月5日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めたものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」
(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>) を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 利益相反者については、競争への参加を認めません。

別添、【事後評価業務における排除者条項】を参照。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(副括)については補強を認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：事業評価・評価手法研究に係る各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、15ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない） 副業務主任者は 名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、2点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

若手加点の対象とする

若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／事業評価）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：事業評価・評価手法研究に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：モンゴル 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 財務分析】

- 1) 類似業務の経験：民間企業の財務分析・キャッシュフロー分析に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：モンゴル 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年11月9日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
 - () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃 (エコノミークラス) 又は正規割引運賃 (ビジネスクラス) ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
- (2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (4) その他 (以下に記載の経費)

*本案件は旅費 (航空賃) を本見積もりに含めます。詳細は業務指示書第3条の10. その他特記すべき事項
(6) 航空賃をご参照下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(MNT1 = 0.04492 円, US\$1 = 113.0290 円, EUR1 = 132.1760 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部 (麹町)

会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com/)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。フォローアップ提出時には、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／事業評価
財務分析

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

2.34 M/M

技術評価の点が60点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年11月22日(木)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

モンゴル国外部事後評価：モンゴル「ツェツィー風力発電事業」（海外投融資）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／事業評価	(34.00)	()
ア) 類似業務の経験	13.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	
オ) その他学位、資格等	5.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力：財務分析	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【事後評価業務における排除者条項】

1. 本件業務においては、評価の中立性・独立性を確保するために、利益相反が生ずる以下の法人または個人は、元請・下請にかかわらず、原則、本件調達契約の相手方及び業務従事者になることができません¹。

- ① 本件業務の評価対象案件にかかる計画策定（詳細計画策定調査／準備調査等の事前の調査の評価分析を含む）、概略／基本設計、施設・設備・機材の詳細設計、施工監理、調達監理を担当した法人または個人
- ② 本件業務の評価対象案件の実施（調達、建設、役務提供等を含む）を担当した法人およびそれに準じる団体、および右法人等に属し対象案件の実施に従事したことがある個人
- ③ 本件業務における評価対象案件で調達した資機材等の製造部門を有する法人、および右部門に属し対象案件の実施に従事したことがある個人
- ④ 本件業務における評価対象案件の実施にあたり、機構等から委任等を受けて専門家として従事した法人または個人

【注意】

本件業務の評価対象案件にかかる事業評価（中間レビュー、終了時評価）への従事は上記制限の対象とはしません。

2. 利益相反の判断にあたっては、上記1. の業務従事の形式に加え、その内容（TOR から生じる評価業務との関係度合等）が本件業務における評価の中立性・独立性に与える影響が考慮されます。

3. 本件業務の評価対象案件にかかる先方実施機関もしくは協力実施機関（JICA、旧 OECF、旧 JBIC を含む）等で対象案件の計画・実施に管理職として従事した者は、上記の 2. に関わらず本件業務には参加できません。

【利益相反の補足的説明】

上記1. ①～④に該当する業務に従事していても、それが再委託や非常に限定された一部の範囲であって、評価の中立性・独立性に影響を与えないと認められるときは、排除者条項の適用が除外される場合があります。該当すると考える方は、下記のフォーマットを参考に、関連番号、従事した業務の TOR・MM 等、評価業務との関係、利益相反の軽減・防止策などについて、11月5日12時までに、業務指示書記載の問い合わせ先に情報を提出ください。 プロポーザル提出期限前日までに、排除者条項の適用判断につき、当機構より回答いたします。ただし、回答前に追加の説明ないしは資料の提出を求める場合もあります。

¹ 評価の中立性、独立性については、JICA「事業評価ガイドライン」（第2版）、日本評価学会「評価倫理ガイドライン」（2014年12月）を参照ください

提出した利益相反の軽減・防止策が当機構にて妥当と認められなかった場合でも、上記提出期限前であれば、修正の上、再提出を可とします。

なお、応募者が利益相反に該当しないと判断し事前にJICAへの連絡を行っていない場合でも、JICAからプロポーザル評価、契約交渉の段階で、排除者条項に該当する個人あるいは法人に該当すると判断し排除する場合、あるいは追加の説明資料等の提出を求める場合があります。

混乱を避けるため、利益相反の判断が困難な場合には、上記期限までに業務指示書記載の問い合わせ先に照会下さい。ご連絡いただいた内容への回答については、内容に応じ個別ないしJICAホームページ上に行います。

以下に示すのはあくまで記載の一例であることにご留意ください。

関連番号(*1)	従事した業務のTOR・MM等	評価業務との関係(*2)	利益相反の軽減・防止策(*3)
①	(例)準備・形成段階の調査における各種データ収集を法人として受託した。1MM	評価業務の有効性におけるベースライン値が関係するが、 <u>評価の判断とは直接の関係が無い。</u>	本業務の総括・該当案件の担当（評価者）は左記業務に携わった者と異なる要員を充て、両者の間で、情報のファイアーウォールを設ける。
②、 ③、 ④	(例)案件の実施支援で、セミナー開催支援（ロジスティックサポート）を法人として受託した。 0.5MM	評価業務の成果においてセミナーの回数・内容等が関係するが、 <u>受託内容と評価判断（セミナーの成果）とは直接の関係が無い。</u>	
①	(例)JVの一員（A社）がX事業で、案件準備の業務受託をした。 5MM	当該事業の指標及び目標値設定を支援しており、有効性の判断で利益相反が発生する可能性がある。	X事業の事後評価は総括・担当者ともにJVを構成するB社が担う。 <u>その際、A社とB社で情報共有を行わない。</u>

(*1) 前頁記載1. にある法人・個人の業務を関連番号で表示。

(*2) 過去に従事した業務等が、評価業務のどの部分に関連するかを明確に記載願います。

(*3) 利益相反の軽減・防止策は具体的に体制、情報の授受の方法等について計画し、JICAに提示願います。

以上

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景・経緯等

JICA 評価部（以下、「評価部」という。）は、「JICA 事業評価ガイドライン（第2版）」¹（以下、「ガイドライン」という。）、「JICA 事業評価ハンドブック（Ver. 1.1）」²（以下、「ハンドブック」という。）に従い「事業評価」を実施している。「事業評価」は、有償資金協力、無償資金協力、技術協力の3スキームに共通の評価で、外部評価者による外部評価（原則10億円以上の事業を対象）と内部評価の2種類がある。いずれも事業完了後の段階で、経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）が定めた評価5項目（以下、「DAC 評価5項目」という。）を用いて総合的な評価を行っている。

2012年10月より本格再開した海外投融資事業は、有償資金協力業務の一部として事後評価の対象となるため、民間活動支援を通じた経済協力を行う海外投融資の特徴を踏まえた評価手法を新たに策定すべく、評価部では2017年度にテーマ別評価「ドナーにおける民間投融資事業評価の比較分析を通じた海外投融資事業評価手法の検討」を実施し、国際機関が行っている投融資事業の事業評価のアプローチ、評価項目、評価に係る視点、レーティング手法等を比較・分析し、「海外投融資事業評価レファレンス（案）」等を作成した。評価部では今後「海外投融資事業評価レファレンス（案）」等を元に、複数の海外投融資案件の事後評価を試行的に実施し、評価手法の最終化を図る予定である。2018年度はモンゴル「ツェツィー風力発電事業」（融資案件）の外部評価を試行的に実施する。

2. 業務の目的

本業務は、2018年度外部事後評価として、JICA 評価部が定める「ガイドライン」、「ハンドブック」、「海外投融資事業評価レファレンス（案）」に基づきモンゴル「ツェツィー風力発電事業」（融資案件）の評価を試行的に行うもの。

3. 業務実施上の留意事項

- (1) 評価のデザイン・報告書作成については、ガイドライン、ハンドブック、外部事後評価レファレンス³、事業評価年次報告書、個別案件の事後評価報告書を参照すること。ただし、評価方針・方法について、レファレンス等の内容から変

¹ https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/ku57pq00001pln38-att/guideline_ver02.pdf

² https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/ku57pq00001pln38-att/handbook_ver01.pdf

³ JICA 事業評価ハンドブック末尾にレファレンスを添付。なお、最新版は契約締結後に JICA から配布する。

更があった場合は JICA の指示に基づいて行うこと。

- (2) 「海外投融資事後評価レファレンス(案)」(別添1)、「海外投融資評価方針スケルトン/事前事後比較表(案)」(別添2)および「事後評価報告書のひな型(案)」(別添3)を使用する。評価項目は DAC5 項目(妥当性、有効性、インパクト、効率性、持続性)に加え、JICA のアディショナリティ、JICA の役割貢献についての分析が含まれる。
- (3) 本評価の結果得られる提言・教訓は評価分析から導き出されるものであること。また具体的な記載内容となるよう留意すること。
- (4) コンサルタントは、対象案件の財務分析における加重平均資本コスト(WACC)の算出にあたり、資本資産価格モデル(CAPM)などのモデルを使用した株主資本コスト推定の実務に精通していること。経済的内部収益率(EIRR)/経済的投下資本利益率(EROIC)の算出にあたり、他ドナーでの便益の定量化モデル事例(契約後に JICA より提供)を参考に、JICA 海外投融資業務における算出可能性を検討する。
- (5) 本業務の実施上の基本的方針及び実施体制とともに、対象案件の評価において重要となる評価の視点(DAC 評価 5 項目毎の分析の視点、JICA のアディショナリティ、JICA の役割貢献)及びポイント(個別事情・背景等を踏まえ、評価を行う上で実施上留意・着目する点等)をプロポーザルにて提案すること。なお、DAC 評価 5 項目のうち、事業効果発現を確認するための有効性とインパクトについては、審査時にて設定された指標データの確認を行うが、対象案件の事業実施主体・その他関連機関(他ドナー含む)が把握・収集している既存データ等に基づき判断することを基本とし、コンサルタントもしくは現地調査補助員が大掛かりな新規調査を行い、データを入手・収集することは想定していない。なお、設定されている指標の入手が困難と考えられる場合、もしくはより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について、プロポーザルにて提案すること。

4. 業務の内容

上記「1. 業務の背景・経緯等」、「2. 業務の目的」および「3. 実施上の留意事項」を踏まえつつ、以下に示す業務の内容について、別紙および別添1～3も参照のうえ、効率的・効果的に業務を実施するために必要な調査方法・手順等を国内準備作業・現地調査および国内分析毎に具体的にプロポーザルで提案すること。

(1) 第一次国内分析(事前準備・分析)

ア. 既存の文献・報告書等をレビューし、対象案件の実績等を整理・分析する。

イ. 現地説明用資料の作成

上記ア.を踏まえて、現地調査計画(調査団の構成、全体スケジュール、案件概要)

等を記載した事業実施主体向け資料（現地説明用資料）を作成する。なお、現地説明用資料については、JICA が契約締結後にひな形を提示する。

ウ. 評価方針（案）の検討・作成

「海外投融資事後評価レファレンス（案）」等に基づき、DAC 評価 5 項目を用いて、対象案件の評価方法、評価工程・手順を検討し、既存のデータ・情報と現地調査で入手すべき情報を整理した評価方針（案）を作成する。

なお、評価方針（案）は、「海外投融資評価方針スケルトン/事前事後比較表（案）」の形式とする。

評価方針（案）の作成においては以下について留意すること。

- 「有効性」の分析で行う財務分析において、審査時の WACC を算出する必要があるが、特に株主資本コストの算出については複数の方法が想定されるため、受注者は案件の特性や他ドナーでの対応例を踏まえ適用可能な手法を提案する。
- 審査時に EIRR が算出されていない場合においても、他ドナーでの算出例を踏まえ算出の可能性を検討し実施方法を提案する。
- 「有効性・インパクト」で想定されるステークホルダー分析について、他ドナーの手法を参考に具体的な実施方法を提案する。
- 審査時に設定された運用・効果指標の実績値を確認するための定量的データが収集できないことが評価方針（案）時点で明らかな場合、代替案を検討する。

エ. 評価方針の確定

評価方針（案）に対し、JICA 評価部による確認、および、JICA 評価部を通じた関係部署からのコメント取り付けを行うこととなる。JICA 評価部による確認には 最低 10 営業日程度（JICA 評価部⇄コンサルタント間で通常 3 回往復のやり取りが必要）、関係部署からのコメント取り付けには 最低 10 営業日程度 を要する。必要であれば各部コメントに基づき評価方針（案）を修正し、評価方針を確定する。

オ. 国内情報収集・整理

評価方針に基づいて国内で収集可能なデータを整理し、分析する。

カ. 質問票の作成

上記エ. の評価方針に基づき、事業実施主体や関係者に対する質問票を作成する。質問票については、第一次現地調査の 15 営業日前までに JICA 評価部に提出し、JICA 評価部から JICA 評価部課長名で事業実施主体に質問票を送付する。

なお、留意点として、現地調査補助員による情報収集、インタビュー調査、質問票による情報収集の役割分担を明確にした上で、不必要に多い質問を事業実施主

体に送らないようにすること。また、質問票の品質管理（英文チェックを含む）は、コンサルタントの責任で行う。

（２）第一次現地調査

現地調査資料に含まれる現地調査計画に基づき、以下のとおり調査を行う。

ア．事業実施主体等および JICA 関係者への現地調査計画の説明・確認

上記の現地調査説明用資料および評価方針を用いて、現地調査計画および評価方針を事業実施主体（必要に応じて相手国関係機関）および JICA 事務所に説明する。事業実施主体等との協議に際しては、JICA が提供する既存資料を用いて JICA の事後評価制度の概要を説明する。

イ．質問票等を用いた情報収集・整理

現地調査計画を含む現地説明用資料および評価方針に沿って、文献・資料収集、指標（代替指標含む）にかかるデータの収集、事業サイト実査（関係者へのインタビュー含む）、事業実施主体への質問票に基づくヒアリングを行う。なお、質問票の回収はコンサルタントが実施する。風力発電所は同一エリアの敷地約 700 ヘクタールにおいて風力発電設備 2MW×25 基から構成されており、原則評価判断を行うに足る数の風力発電設備の現状把握を行う。実査においては、現地調査補助員を活用するなどして、コンサルタントが全実査対象施設の調査を行わないことも可とする。ただし、既存データの収集については、原則全対象設備について行う。現地調査補助員の活用も含め、実査対象の抽出方法と対象数について、プロポーザルで提案すること。

ウ．DAC 評価 5 項目に基づく暫定評価

上記イ．より得られたデータ・情報をとりまとめ、暫定的な評価の方向性を分析し、提言・教訓の方向性を検討する。

エ．暫定的な評価の方向性に関する事業実施主体等との協議およびコメント取り付け

暫定的な評価の方向性につき、事業実施主体と協議を行う。なお、実現性の高い提言となるよう、事業実施主体のみならず提言内容の実施者として想定される関係機関との間で、提言・教訓を含む評価の方向性につき第一次現地調査中に協議を行う。

（３）第二次国内分析

ア. 財務分析、経済分析

現地調査等で入手した情報を元に、審査時の WACC、事後評価時の内部収益率（財務的内部収益率（FIRR）/経済的内部収益率（EIRR））または投下資本利益率（ROIC）/経済的投下資本利益率（EROIC）の算出を行う。その結果は、事前事後比較表（案）に反映する。

イ. 事前事後比較表（案）の作成

現地調査にて収集した案件ごとのデータ・情報および現地調査補助員等を活用した追加の情報収集を評価方針に沿って分析し、その分析結果をもとに原則 15 ページ以内の事前事後比較表（案）を作成する。なお、本表は評価結果の骨子として活用することとする。また、「海外投融資事後評価レファレンス（案）」に記載のレーティング方法に基づき、暫定的にレーティングの付与を行う。

ウ. 提言・教訓の検討

現地調査結果を踏まえて、目標とされた事業効果の発現やその持続性確保等を目的とした提言、および、今後の類似案件実施に向けた教訓を取りまとめる。

エ. 事前事後比較表の確定

事前事後比較表（案）に対し、JICA 評価部による確認を行うこととなる。後述する評価結果検討会の前までに、JICA 評価部による確認には最低 15 営業日程度（JICA 評価部⇔コンサルタント間で通常 3 回往復のやり取りが必要）を要する。JICA 評価部による確認を行った後、本評価の概要および評価結果の骨子について、事前事後比較表（案）をもとに、JICA 評価部内の評価結果検討会で報告する。同検討会の後 5 営業日以内に同検討会にて議論・確認された結果を事前事後比較表に反映し、事前事後比較表を確定する。なお、暫定レーティングが C または D の場合は、確定後の事前事後比較表を第二次現地調査の最低 5 営業日前に事業関係部・事務所と共有することとなる（追加情報の収集が目的である）。

（4） 第二次現地調査

ア. 第二次国内分析を踏まえた追加の情報収集

第二次国内分析を踏まえ、必要に応じた追加の情報収集を実施する。

イ. 事業実施主体への評価内容の暫定フィードバック

事業実施主体、関係機関および JICA 事務所に対して評価内容のフィードバックを実施する。

（5） 第三次国内分析

ア. 評価報告書（案）の作成

国内作業、現地調査、評価結果検討会の結果を総合的に分析し、原則 20 ページ以内の評価報告書（案）を取りまとめ、JICA 評価部に提出する。なお、評価報告書については、「事後評価報告書のひな型（案）」を使用する。

イ. 評価報告書の確定

評価報告書（案）に対し、JICA 評価部による確認、および、JICA 評価部を通じた関係部署からのコメント取り付けを行うこととなる。JICA 評価部による確認には最低 15 営業日程度（JICA 評価部⇔コンサルタント間で通常 3 回往復のやり取りが必要）、関係部署からのコメント取り付けには最低 15 営業日程度（JICA 内で計 30 営業日）を要する。確認のあった内容やコメントに対し、回答や対応を行う。

更に英文の評価報告書（案）を作成し、JICA 評価部による確認を得る（最低 10 営業日程度）。確認された評価報告書（英文）に対する事業実施主体等からのコメントの取り付けには最低 15 営業日程度を要する。事業実施主体等から確認のあった内容やコメントに対し、回答や対応を行う。

上記の工程を踏まえ、評価報告書（和文・英文）を確定する。

ウ. 個別プロジェクト教訓シートの作成

上記イ. にて確定した教訓等、類似案件の案件形成や案件監理上、参考となり得る情報・留意点を個別プロジェクト教訓シートとして記載する。なお、個別プロジェクト教訓シートについては、JICA が契約締結後に雛形を提示する。

エ. 海外投融資事業の外部評価の改善に向けた提言

外部評価の実施方法や体制等の改善に向けた提言を整理し、書面に取りまとめる。課題の整理に当たっては以下の視点を含めるものとする。

- 「有効性・インパクト」：①財務分析手法（WACC 算出方法）、②ステークホルダー分析方法、③経済分析方法（便益の範囲の特定、定量化の方法）、④民間セクター開発効果を定量的に測定する方法。
- 「効率性」：元利金返済、引当金計上等を評価分析対象に含める是非。
- 「JICA のアディショナリティ」：既存の金融機関による出融資では事業が成立しえなかったことを事後的に確認する手段。
- 「JICA の役割貢献」：JICA 等の関係者が事業目的を達成するために審査時や事業実施中に果たした役割・貢献に加え、JICA の手続の遵守状況（Work Quality）を確認する是非。
- 「ドナーにおける民間投融資事業評価の比較分析を通じた海外投融資事業評価手法の検討」で提案している評価タイミング（Early Operating Maturity）の

適切性。

➤ 守秘義務が開発効果の測定に与える影響。

5. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等の提出部数および記載事項については以下のとおりとする。以下に示す部数は JICA へ提出する部数であり、事業実施主体との協議等に必要な部数は別途用意すること。

		提出時期	言語・部数	記載事項
ア	現地調査説明用資料	2019年1月上旬	英文1部・電子版（メール送付可）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査団の構成 ・ 全体スケジュール ・ 現地調査計画（日程、訪問予定先） ・ 案件概要
イ	評価方針	2019年2月下旬	和文1部・電子版（メール送付可）	DAC 評価5項目に沿った評価方針
ウ	事前事後比較表	2019年5月中旬	和文1部・電子版（メール送付可）	評価方針に現地調査結果を反映したもの（原則15ページ以内）
エ	評価報告書案	2019年7月下旬	和文・英文1部・電子版（メール送付可）	評価結果の詳述（本文は原則20ページ以内）。
オ	個別プロジェクト教訓シート	2019年8月中旬	和文・英文1部・電子版（メール送付可）	教訓シートを電子データとしたもの。
カ	評価報告書（最終版）	2019年12月上旬	和文・英文1部 CD-ROM3部 ワード版はメール送付可	評価報告書（最終版）。
キ	収集資料等	2019年12月上旬		<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集した資料（可能な限りデータにして提出すること） ・ WACC, IRR/ROIC 再計算シート ・ 海外投融資事業の外部評価の改善に向けた提言 ・ 収集資料リスト

(2) 契約における最終成果品

最終成果品として、評価報告書最終版（和文・英文）を後述（3）の仕様により作成し、電子データを保存した CD-ROM のみを提出する。ワードファイル版も含む（製本版の作成・提出は不要）。

(3) 電子化の仕様

上記（2）の最終成果品（電子データ）の基本仕様については、「コンサルタント等

契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照し、詳細は JICA の指示に従うこととする。

(4) 英文版報告書の作成時における留意点

英文版報告書の作成にあたっては、国際的に通用する記述・表現内容とすること（ネイティブスピーカーの校閲等を行うこと）。

第3 業務実施上の条件

1. 業務実施スケジュール

業務実施スケジュールの目安は以下のとおり。ただし、最終成果品の提出日が業務指示書に記載の提出期限日以前となる場合において、コンサルタントの業務計画に基づいた適切な業務実施スケジュールをプロポーザルにて提案することを認める。第2「4. 業務内容」に示したコメント取り付け期間等に配慮し、現実的なスケジュールを提案すること。また、報告書等の提出時期については、契約交渉時に JICA と協議の上、確定する。

2018年12月下旬から業務を開始することとする。

項目 \ 時期	2018 12月	2019 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
事前準備		■											
現地調査説明用資料		△											
評価方針		■											
関係部コメント取り付け		△											
質問票				△									
現地調査					■		■						
国内分析						■		■					
事前事後比較表							△						
評価報告書								■					
関係部コメント取り付け										△			
事業実施主体フィードバック及びコメント取り付け											△		
教訓シート									△				
最終成果品													▲

■ 国内調査 ■ 現地調査

※但し、バーチャートは大まかなスケジュールを示しており、すべてに業務従事者を配置するものではない。

2. 業務量の目途

- ・本業務量の目途は 2.34 M/M (現地 1.24 M/M、国内 1.10M/M) とする。
- ・現地渡航回数は、第一次現地調査 2 名×1 回、第二次現地調査 1 名×1 回を想定する。

3. 業務従事者の構成 (案)

- ・本業務には、以下の分野の業務従事者を想定している。それぞれの分野の担当業務従事者をプロポーザルにて明記すること。
- ・上記 2. に定める業務量を目安として業務従事者を追加することを可とする。業務従事者を追加する場合は、その担当業務等をプロポーザルにて提案すること。
- ・記載の格付は目安であり、これを超える格付提案を行う場合は、その理由および人件費を含めた本業務全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記のこと。
- ・評価対象者数を増減することは不可とする。

ア 総括/事業評価 (2 号)

イ 財務分析 (3 号)

4. 通訳の配置

本業務に必要な通訳 (日本語または英語⇔モンゴル語) については、現地備上とし、必要経費は見積に含めること。なお、日本語⇔英語の通訳に係る必要経費は認めない。

5. 現地調査補助員の備上

本業務においては、以下の業務に関し現地における補助員 (ローカルコンサルタント) の備上を可とする。それぞれの項目の補助員の業務工程、内容についてはプロポーザルにおいて明示すること。業務量は 1.3 M/M 程度を目安とする。異なる提案をする場合はプロポーザルにおいて説明すること。

現地補助業務：関係者へのインタビューのための事業実施主体等との調整、既存データの入手や情報収集、インタビュー後のフォローアップ等

6. 現地再委託

上記 5. の業務において、現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタ

ント・NGOに再委託して実施することを認める。

この場合、理由を付してプロポーザルにて提案すること。また、現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定および契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。

7. 相手国便宜供与内容

事業実施主体の情報提供、参加等を想定。

8. 参考資料

<JICA>

- ・評価制度

<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/about.html>

- ・事業評価ガイドラインおよびハンドブック

<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html>

- ・事後評価レファレンス

https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/ku57pq00001pln38-att/handbook_ver01.pdf
JICA事業評価ハンドブック末尾にレファレンスを添付。なお、最新版は契約締結後にJICAから配布する。

- ・事業評価年次報告書

https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/index.html

- ・事業評価案件検索

<https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php>

- ・海外投融資について

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/loan/index.html

- ・過去の海外投融資の事後評価

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/loan/after.html

- ・JICA海外投融資についてのよくあるご質問と回答

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/loan/faq.html

・テーマ別評価「ドナーにおける民間投融資事業評価の比較分析を通じた海外投融資事業評価手法の検討」(2017年)

http://open_jicareport.jica.go.jp/360/360/360_000_1000034426.html

- ・ツェツィー風力発電事業事前評価表等

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_1828_1_s.pdf

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/loan/ku57pq00002cd4yh-att/201609_mon_01.pdf

https://www.sbenergy.co.jp/ja/news/pdf/press_20171006_01.pdf

*その他の案件関連資料（審査時資料等）は、契約締結後、誓約書の提出に基づき配布します。

<IFC>

- ・Evaluation of IFC Programs

<https://policies.worldbank.org/sites/ppf3/PPFDocuments/090224b08235b306.pdf>

<https://policies.worldbank.org/sites/ppf3/PPFDocuments/090224b08235b308.pdf>

・ The International Finance Corporation' s Approach to Engaging Clients for Increased Development Impact
<https://ieg.worldbankgroup.org/evaluations/ifc-client-engagement>

・ IFC' s Experience with Inclusive Business
https://ieg.worldbankgroup.org/sites/default/files/Data/reports/meso_ifcinclusiv_ebusiness.pdf

<ADB>

・ Guidelines for Preparing Performance Evaluation Reports on Nonsovereign Operations
<https://www.adb.org/documents/guidelines-preparing-performance-evaluation-reports-nonsovereign-operations>

・ Evaluation Study Private Equity Fund Operations
<https://www.adb.org/sites/default/files/evaluation-document/35700/files/sst-reg-2008-17.pdf>

<Evaluation Cooperation Group>

Good Practice Standards of Private Sector Investment Operations
<http://www.iic.org/sites/default/files/pdf/463358-v1-gps4.pdf>

9. その他特記すべき事項

(1) 関係者との連絡

JICA との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告に当たっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮すること。なお、事業実施主体等関係機関や JICA 事務所に対する面談や会議の手配については、原則、コンサルタントが行う。

本業務対象国を所管する JICA 事務所は以下のとおりとする。

対象国	事務所
モンゴル	モンゴル事務所

(2) 安全管理

現地業務を行う場合は、渡航に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地調査期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、在外公館および JICA 事務所において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、JICA 事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について JICA 事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。また、現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(3) 個人情報

本業務により作成される評価報告書は、JICA のホームページ上で評価者の氏名を記

載し、外部公開の可能性も検討する。これは、評価の客観性、透明性の確保を目的とするものである。当該目的以外に利用する場合は、JICA の個人情報の保護に関する実施細則（平成 17 年細則（総）11 号）等に基づく取扱いとなる。

（４）不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

（５）適用する約款

本業務にかかる契約は「成果品の完成を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

（６）航空賃

本案件は、本見積もりに旅費（航空賃）を計上すること。また、契約締結以降、以下の点につき、留意する。

- （ア）内訳書記載の旅費（航空賃）の総額が増えないのであれば、航空賃単価（予約クラス）や渡航回数の増減等のやり繰りは可能とする（フライトクラスは変更不可）。その場合、打合簿で確認を行う。
- （イ）旅費（航空賃）と直接経費の費目間流用については認める。打合簿で確認を行う。
- （ウ）変更契約等で渡航回数の増加が必要な場合は、理由が真に必要と認められる場合のみ、内訳書に記載の、各団員のフライトクラス、航空賃単価（予約クラス）を上限として旅費（航空賃）の増額を認める。
- （エ）精算は、これまでと同様に証憑による実費精算処理とし、経理処理ガイドラインに沿って行うこと。
- （オ）ただし、経理処理ガイドライン 14 頁の「（５）契約履行期間中の留意事項」は適用対象外とする（現地購入等は可能だが、フライトクラスは変更できない）。そのため、見積に関しては、日程変更、価格変動等のリスクを考慮すること。
- （カ）なお、予め打合簿で認められた場合を除き、約款第 14 条第 5 項第 1 号に規定する精算の適用除外とする。契約金額を上回る旅費（航空賃）の精算はできないことに留意すること。

（７）前払金

業務実施契約約款第 16 条に規定する前払金については、契約交渉における合意に基づき、同条に定める限度額の範囲内で、初年度における請求金額が調整される場合があ

る。

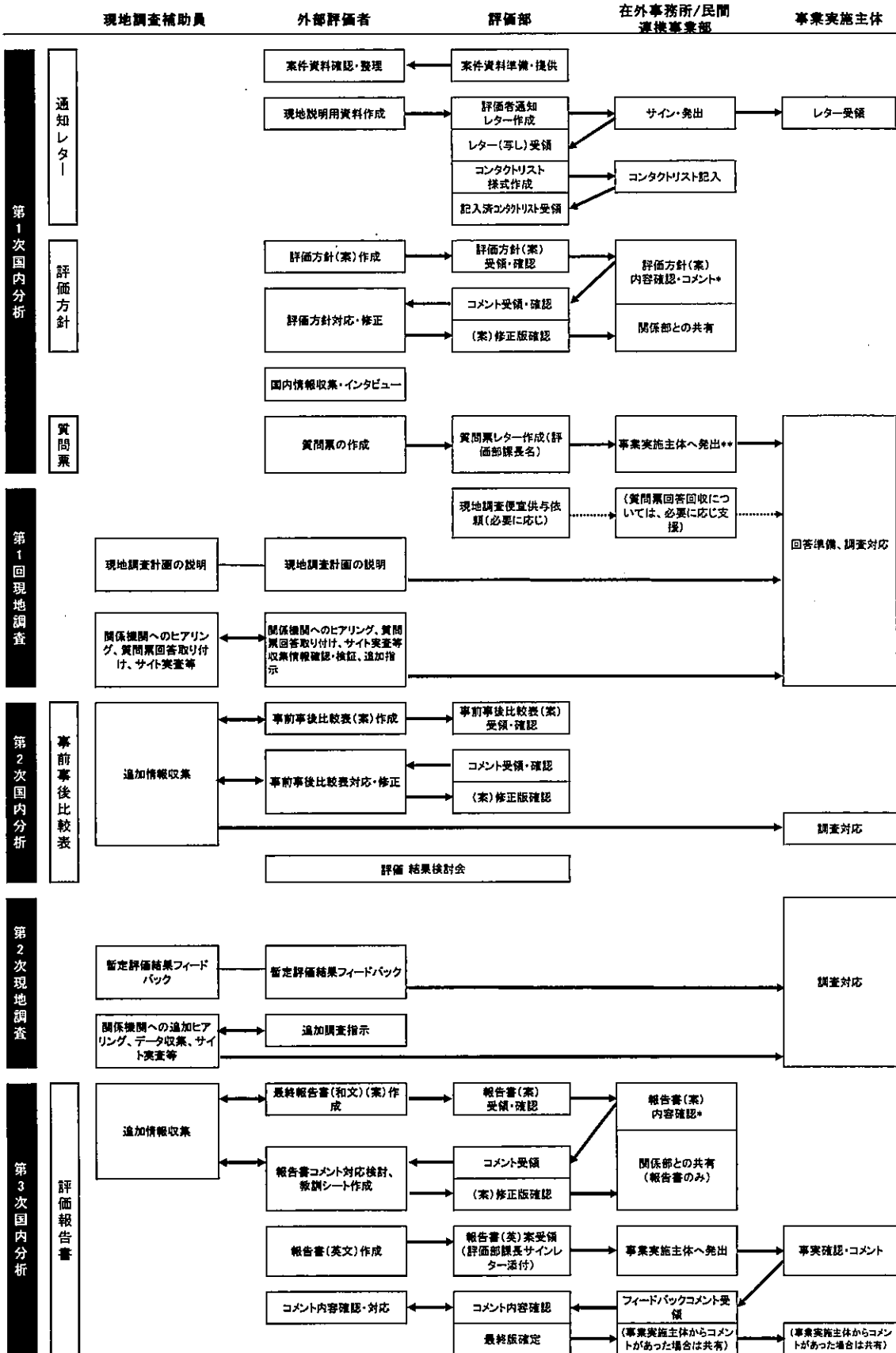
以 上

別紙：外部事後評価（試行）フロー

別添1「海外投融資事後評価レファレンス（案）」

別添2「海外投融資評価方針スケルトン/事前事後比較表（案）」

別添3「事後評価報告書のひな型（案）」



*は在外事務所も含めた案件関係全部署に依頼します。
 なお、C・D案件の場合は、第1回と第2回現地調査の間に暫定レーティングを付した事前事後評価表を関係部署に共有します。

海外投融資事後評価レファレンス案

調査・分析方法全般**【技術協力・円借款・無償資金協力の事業評価との相違点】**

- ・基本的に、3 スキーム同様に DAC5 項目での評価及びレーティング判断を行う。但し、各項目の評価の視点には、政府ではなく民間企業が出融資の対象となる海外投融資事業の特性を勘案する。
- ・民間企業への出融資事業に対する評価を行うことから、他の開発金融機関の評価手法及び ECG (Evaluation Cooperation Group) による GPS (Good Practice Standard) (Fourth Edition, November 2011) を参考とする。
- ・海外投融資事業の特性を勘案し、「JICA の役割・貢献」および「アディショナルリティ」に関する検証と分析を行う。但し、これらについては、3 スキームでの取り扱い時同様に、レーティングの対象としない。

【事業の評価範囲の特定】

- ・海外投融資事業では、原則として審査資料や事前評価表等の事業概要で定義された「本事業」の全体(借入人/被投資会社自身、他ドナー・民間資金(協調出融資の場合)により実施される部分を含む)を評価対象とする。なお、「本事業」(本事業のスコープ)とは評価対象範囲全体を差し、そのうちの JICA が支援した範囲を海外投融資対象と呼ぶ。
- ・事業の目的に留意して評価対象を決定し、事前評価表等に定められたアウトカム、インパクトに留意して、評価を行う。出融資の対象となる具体的アウトカム(具体的なアセットや企業活動)の特定が難しい場合(コーポレートファイナンス、サブプロジェクトを特定しない金融セクター向け事業等)は、上記「本事業」のスコープを借手・被投資会社の財務や事業活動全体とすることも可能。
- ・金融機関・ファンドを通じた複数のサブプロジェクトへの出融資の場合、基本的に、金融機関の対象ポートフォリオ・ファンド全体と、個別のサブプロジェクトについて分析し、総合的な評価を行う(マイクロファイナンス等サブプロジェクトが多数におよぶ場合は、ポートフォリオ全体の評価を行う等個別に判断する)。想定するエンドユーザー/サブプロジェクトヘリーチしているか否か、リーチが拡大しているか否か等も、必要に応じて評価判断に加味する。

【海外投融資附帯プロとの一体評価】

- ・海外投融資附帯プロと一体評価を実施する場合には、報告書の事業概要の項目において、同附帯プロのプロジェクト目標と成果、上位目標と実施期間、事業費を記載したうえで、一体評価を行う旨を記載する。ただし、個別項目の分析度合いやサブレーティングへの反映方法は案件内容の特性に応じて個別案件ごとに検討する。

妥当性

(円借款の評価基準に準じる)

- ・支援実施の妥当性(当該国の開発政策、日本の援助政策・JICA の援助方針)との整合性を審査時/事後評価時で確認する。(日本の援助政策・JICA の援助方針については審査時で確認)
- ・開発ニーズ(社会のニーズ、対象地域、受益者層)との整合性を審査時と事後評価時で確認する。
- ・問題や課題の解決策として事業の計画、アプローチのロジックは適切か確認する。

有効性・インパクト

- ・事業の目的に応じた効果が発現しているかどうかアウトプット、アウトカム、インパクトの関係を意識して事業効果を評価する。
- ・インパクトは有効性の項目と合わせてレーティングを行う。
- ・事業の特性に応じて、市場のベンチマーク等も参照する。
- ・出融資先の中で完結する効果をアウトカム、その先への正負の間接的効果をインパクトと整理する。

■ 経済的波及効果の確認

- ・事業のステークホルダー分析(※)を行い、受益者や対象社会に対する効果を検証する。
(例)金融機関やファンドを通じたサブプロジェクトへの出融資の場合、最終の借手/被投資会社の経営の安定、成長、技術革新、何らかのアワードの受賞、等。

※ ステークホルダーを「顧客企業」「取引先企業、企業の顧客、従業員、政府」「社会環境」「保管する製品の生産企業、競合企業、新規市場参入者」のように分類し、それぞれのステークホルダーにとっての便益を分析する。

<有効性>

- ・事業のアウトカムとして想定された効果が発現しているかどうかを定量的・定性的に確認する。

■ 定量的効果(運用・効果指標の達成状況)

- ・事前評価表等に記載された運用・効果指標と目標値と、設定された完成後年数に合わせて実績値を比較する。指標が事前に設定されていない場合や事業効果を設定された指標で十分に測れない場合は、必要に応じて代替指標や補完指標を設定する。
- ・事業目的、指標の達成度に関する要因分析は、外部要因を含めて行う。

■ 定性的効果

・定性的な手法による事業の効果の検証を行う(事業目的の達成の程度と要因、借手・被投資会社の事業能力/経営体制/ガバナンスの向上等)。

・事業の経済的利害関係者を定義し、彼らへの影響を定性的に判断して評価を行う。

(例)金融機関・ファンドを通じてサブプロジェクトの出融資を行う場合、最終的な借手・被投資会社へのリーチが拡大しているかを確認する。また、最終的な借手・被投資会社の経済活動上の効果について定性的な分析を行う。

■ 事業の財務分析

・海外投融資の対象となる「本事業」が単独もしくは借手/被投資会社のその他事業と区別が可能な場合(プロジェクトファイナンス等)、事業期間全体の財務的内部収益率(Financial Internal Rate of Return:FIRR)と、審査時点における加重平均資本コスト(Weighted Average Cost of Capital:WACC)の比較分析を行う。

・海外投融資の対象が借手/被投資会社全体に対するもの又はその他事業と区別できない場合(コーポレートファイナンス等)、出融資実行後の財務諸表による投下資本利益率(Return on Investment Cost:ROIC)と、審査時点におけるWACCの比較分析を行う。

・ファンド案件の場合(複数案件を有しているもの)、投資家に対するネット利益(出融資実行後の株主資本利益率(Return on Equity:ROE)又はファンドの期間に対するFIRR)と、ファンド加重平均資本コスト(Fund's Weighted Average Cost of Capital:FWACC)の比較分析を行う。

・サブプロジェクトを特定した金融分野の案件の場合、最終的な借手/被投資会社へのリーチが拡大したかどうか、対象となる金融機関のサブポートフォリオの収益性が向上したかどうかを定量・定性的に確認する。

・上記以外に、事業の目的に照らしてその他財務パフォーマンス指標の分析を行う(借入金その他債務の返済状況、キャッシュフローの状況、Debt Service Coverage Ratio:DSRCR、外部格付け等)。

■ 事業の経済分析(参考値として可能な場合に計算する)

・事業の経済的内部収益率(Economic Internal Rate of Return:EIRR)又は経済的投下資本利益率(Economic Return on Investment Cost:EROIC)と、加重平均資本コスト(Weighted Average Cost of Capital:WACC)の比較分析を行う。

<インパクト>

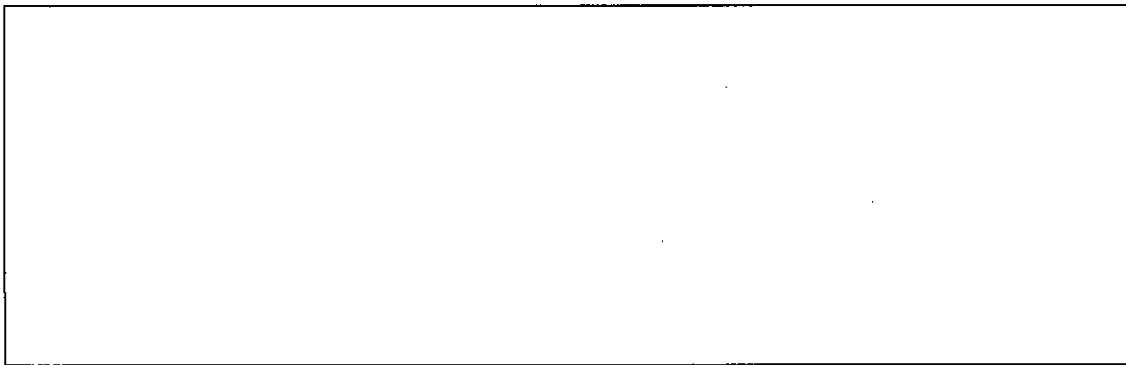
(円借款の評価基準に準じる)

・有効性評価の対象とした事業効果以外で、事前の段階で想定されていた効果・影響について、改めて事業との関係性を確認のうえ、その発現状況を把握・分析する。

・事業の間接的・長期的な効果について定量・定性的な情報をもとに分析を行う。

・当初想定していなかったインパクトについても把握し、分析を行う。

・事業が経済の歪み(補助金、保護、独占等)、汚職等からの利益を得ていないか、環境社会への配慮が十分されているか(労働環境の変化を含む)の分析を行い、評価判断に反映する。



効率性

・アウトプット(事業目的の一部:「○○を行うことにより、△△を図り」の○○にあたるもの)の達成に対し、インプット(事業費、事業期間)が適切であったかを評価する。アウトプットおよびインプットに係る計画(審査調書、事前評価表等)と実績の差異分析を行うことにより、事業実施の効率性を分析する。

■ 事業期間／出融資期間

- ・成果の達成に適切な事業期間／出融資期間であったか分析する。
- ・サブ・レーティング判断には含めないが、以下の点について分析・記述する。
 - ✓ 出資の退出見通し(延期の有無、プット・オプションの履行)等について
 - ✓ 融資の返済期間等について

■ 事業費／出融資額

- ・成果の達成に適切な事業費／出融資額であったか分析する。
- ・サブ・レーティング判断には含めないが、以下の点について分析・記述する。
 - ✓ 出資に見合う配当の入金状況、売却予定価額、評価損の計上等について
 - ✓ 融資元利金の支払い状況、引当金の計上等について

備考:円借款の事後評価では、プロジェクトのFIRR/EIRRは効率性の評価判断の参考値として計算しているが、海外投融資の事後評価においては、ECG-GPSの考え方に準じて、借手・被投資会社のFIRR/EIRRは事業パフォーマンス(=開発効果)の一部として捉え、有効性・インパクトにおいて財務・経済分析を行い計算する。尚、ECG-GPSにおいては、効率性は評価項目ではないが、IFIの投資収益性(the IFI's investment profitability)が別途評価対象として定められており、IFIへの利益貢献が検証されるため、上記はこの考え方を反映している。

持続性

(円借款の評価基準に準じる)

- ・組織・体制面(組織の体制・人材など)
- ・技術面

- ・財政面(運営・維持管理予算確保の現状)
- ・運営・維持管理の状況

JICA の役割・貢献

・JICA 等の関係者が事業目的を達成するために審査時や事業実施中に果たした役割、貢献について過程(プロセス)を分析する。

(例)

事前調査の質、想定されたリスクへの対応、想定外の変化や問題発生時の対応負のインパクト(環境社会配慮)に必要な対応をしたか

事業の難易度が高い場合や新たな課題に挑戦する場合、事業関係者として特別な役割・貢献をしたか

・案件選定・審査、出融資実行、取引管理、回収・売却等に関して、定められた手続が遵守されているかどうかを確認する。

・手続の原則が守られていたにも関わらず、JICA のリスク軽減の観点から不十分な点があった場合は、その点に着目する。また、手続きで定められた以外であっても、必要に応じて行われた予防・処想的な何らかの対応が JICA のリスク軽減につながった場合は、その点にも着目する。

JICA のアディショナルリティ

・海外投融資事業による資金提供が必要であった背景や海外投融資事業の承認時の要件(既存の金融機関による出融資では事業が成立しないことが認められること、JICA の支援による付加価値が発揮されることが事業実施に不可欠と判断されること、等)を記載し、実際にどうであったかを確認する。

(例)

金融的側面におけるアディショナルリティ:

他の民間金融機関では対応が難しい資金ニーズに対応している、民間資金の呼び水効果、革新的な資金提供メカニズムを実現している、等。

非金融的側面におけるアディショナルリティ:

民間セクター開発に係る効果(※)、政治的リスク・カントリーリスクの軽減、相手国政府機関との仲介機能・触媒的役割を果たしている、制度改革に係る効果、等。

日本の支援の意義:

日本の技術の優位性、日本が支援するからこそ期待できる開発効果の増大、日本の裨益、等。

※ 投資環境改善、市場経済促進、競争促進、デモンストレーション効果、民間セクターに資するインフラの実現等の期待される効果。事前評価表等で予め事業の目的に設定されてい

る場合や効果として発現が認められる場合には、有効性・インパクトとして記載。

提言

(円借款の評価基準に準じる)

- ・提言は、評価対象案件について、借手／被投資会社や JICA が提言を受けて具体的アクションをとることをイメージしたものとする。
- ・JICA に対する提言については、実現性がある内容とすべく、JICA 事務所等との意見交換を踏まえたものとする。

教訓

(円借款の評価基準に準じる)

- ・教訓は、事後評価対象案件ではなく今後の類似案件への適用を想定しており、一般的かつ汎用性のある形でまとめる。
- ・問題や好事例につながった要因や取り組みについて分析を行い導出する。

サブ・レーティングの主な視点

	項目	サブ・レーティング基準		
		③	②	①
妥当性		開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、事業計画やアプローチが適切であった。	開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と一部合致しない点があり、且つ/または、事業計画やアプローチが一部適切ではなかった。	開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と合致しない点があり、且つ/または、事業計画やアプローチが適切ではなかった。
(視点)	事業実施の正当性はあるか(当該国での開発政策との整合性、日本の援助政策・JICAの援助方針との整合性)	政策・計画との整合性が高い。	政策・計画との整合性に一部問題がある。	政策・計画との整合性に重大な問題がある。
	事業実施の必要性(ニーズ)は高いか(ターゲットグループ/受益者層、対象地域、社会のニーズとの整合性)	ニーズとの整合性が高い。	ニーズとの整合性に一部問題がある。	ニーズとの整合性に重大な問題がある。
	事業計画やアプローチ(事業デザイン)のロジックは適切であったか。	適切である。	一部適切ではない。	適切ではない。
有効性・インパクト		事業の実施により期待された目標は概ね達成され、効果が発現している。	事業の実施により期待された目標は一定程度達成されているものの、一部効果の発現に問題がみられる。	事業の実施により期待された目標の達成は限定的であり、効果が発現していないと考えられる。
有効性				
(視点)	(定量的効果(運用・効果指標の達成状況)) 期待された事業の効果は、目標年次において目標水準を達成しているか。 (事業の財務分析) [海外投融資の対象となる「本事業」が単独もしくは借手/被投資会社のその他事業と区別が可能な場合(プロジェクトファイナンス等)] FIRRをWACCと比較して、定められた水準に達しているか。 [海外投融資の対象が借手/被投資会社全体に対するもの又はその他事業と区別できない場合(コーポレートファイナンス等)/サブプロジェクトを特定しない金融分野の案件の場合]	効果の目標値をほぼ達成した(目安80%以上)。 FIRR >= WACC	効果の目標値の達成率が限定的であった(目安50%以上80%未満)。 FIRR >= WACC X 0.7	効果の目標値の達成率が低かった(目安50%未満)。 WACC X 0.7 > FIRR
		ROIC >= WACC	ROIC >= WACC X 0.7	WACC X 0.7 > ROIC

	ROIC を WACC と比較して、定められた水準に達しているか。				
	[ファンド案件の場合(複数案件を有しているもの)] 投資家に対するネット利益(ROE 又は FIRR)をファンド加重平均資本コスト(FWACC)と比較して、定められた水準に達しているか。 [サブプロジェクトを特定した金融分野の案件の場合] 最終的な借手/被投資会社へのリーチが拡大したかどうか、対象となる金融機関のサブポートフォリオの収益性が向上したかどうかを定量的に確認する。 事業の経済的利害関係者を定義し、彼らへの影響を定性的に判断して評価を行う。	ROE/FIRR >= FWACC	顕著な最終的な借手/被投資会社へのリーチの拡大、金融機関のサブポートフォリオの収益性の向上が認められる。	ROE/FIRR >= FWACC X 0.7	最終的な借手/被投資会社へのリーチの拡大、金融機関のサブポートフォリオの収益性の向上が認められる。
インパクト(視点)	有効性評価の対象とした以外で、想定されていた効果・影響について、その発現状況を把握・分析する。また、事業の間接的・長期的な効果、当初想定していなかったインパクトについても分析を行う。事業が経済の歪みや汚職から利益を得ていないか、環境社会への配慮が十分されているかの分析を行い、評価判断に反映する。	想定通りの効果が発現している/マイナスのインパクトはない	想定通りの効果が発現しているか、マイナスの影響は発生していないか等を確認。	効果の発現に一部問題があった。/若干の(minor)マイナスインパクトがあった。	効果の発現に問題があった/深刻な(significant)マイナスインパクトがあった。
効率性		事業のインプット(費用及び期間)は、アウトプットに対して効率的である。	事業のインプットのうち費用あはるいは期間のいずれかに問題がみられ、効率的とは言えない部分がある。	事業のインプットは、アウトプットに対して効率的ではなかった。	事業のインプットは、アウトプットに対して効率的ではなかった。
(視点)	事業期間/事業費は計画通りであったか(アウトプット達成度を考慮の上、計画と実績を比較する)。	目安:計画の100%以下	目安:計画の100%超150%以下	目安:計画の100%超150%以下	目安:計画の150%超
持続性		事業は、借入人/被投資会社の[体制/技術/財務状況]ともに問題なく、本事業によって発現した効果の持続性は高い。	事業は、借入人/被投資会社の[体制/技術/財務状況]の一部に問題があり、本事業によって発現した効果の持続性は中程度である。	事業は、借入人/被投資会社の[体制/技術/財務状況]に問題があり、本事業によって発現した効果の持続性は低い。	事業は、借入人/被投資会社の[体制/技術/財務状況]に問題があり、本事業によって発現した効果の持続性は低い。
(視点)	借入人/被投資会社の組織・体制/技術/財務面から効果の持続性が見込まれるか。	事業効果の継続、資機材の運営維持管理に必要な組織体制・技術・人材・財源が確保されている。	事業効果の継続、資機材の運営維持管理に必要な組織体制・技術・人材・財源確保に一部問題があるが、改善の見通	事業効果の継続、資機材の運営維持管理に必要な組織体制・技術・人材・財源が、大きく不足している。	事業効果の継続、資機材の運営維持管理に必要な組織体制・技術・人材・財源が、大きく不足している。

海外投融資評価方針スケルトン／事前事後比較表（ひな形）（案）

20XX年度：海外投融資事業 外部事後評価業務 評価方針スケルトン／事前事後比較表（ひな形）

留意点（全体）：

- ① 既存資料等から引用して記載する際は、ポイントを整理して転載する。
- ② 引用資料について出所を記載する（ページ数も含む）。
- ③ 本資料の事前評価時の記載事項は、「事業事前評価表」「審査調書」に基づく。
- ④ 差異分析欄では、評価方針で立てた項目ごとに分析を行う。評価方針で立てた項目に関し、現地調査を通じてデータ不足や関連がない等が判明した場合についてその旨を記載すること（評価方針スケルトンから比較表に移る際は、原則、評価方針で立てた項目自体を残したまま、差異分析結果を記述すること）。また、比較表作成時は、事後評価時欄・差異分析欄とも、現地調査を通じて新たに判明した情報・項目については現地調査後に補足したことがわかる形で追記すること。

外部評価者：氏名（所属先）

国名	(JICA 規程（総務部通知「国名表記及び国の地域分類について」）に準拠)
案件名	
借入人／出資先	
融資／出資実行総額 (JICA 提供)	●百万円
融資契約／出資契約調印日 (JICA 提供)	
回収／退出期限 (JICA 提供)	利率／配当、返済条件／退出方針、その他
環境カテゴリー及び適用環境社会配慮ガイドライン	環境カテゴリー： 適用ガイドライン：
事業目的	「アウトプット(対象地域において●●すること)により、アウトカム(効果)を図り、もってインパクトに寄与する」
海外投融資附帯プロジェクト	事業期間： 年 月～ 年 月 / 事業費： 百万円 プロジェクト目標： 成果：

関連事業 (if any)	技術協力	円借款	無償資金協力	その他国際機関、援助機関等
その他 (留意すべき評価の視点等)	<p>※ 既存評価結果 (過去の同種案件の評価結果や関連する他ドナーの案件評価など) や関連案件の状況等から、特筆すべき評価の視点を記載。また、評価を行う上での留意点や効果発現の確認のために、審査時及び実施期間中に追加・修正された指標以外のデータの確認や追加指標の設定を行う場合は、それらの内容とそれを確認することが必要な理由も記載する。</p>			
総合レーティング	妥当性	有効性 (インパクト)	効率性	持続性

項目	審査時 (年)	事後評価前現状把握 / 事後評価時	評価方針 / 差異分析
妥当性：③ / ② / ① (1次調査終了後にレーティングを記入)	(1) 開発政策との整合性	(1) 開発政策との整合性	
	(2) 開発ニーズとの整合性	(2) 開発ニーズとの整合性	
	(3) 日本の援助政策との整合性	(3) 日本の援助政策との整合性 (評価部) 審査に日本が重視していた分野であつても、その後、当該分野において一定の改善が確認されたなどの理由で、より緊急性を要するセクターへ重点分野が移行する可能性なども否定できず、従って事前のみを確認することとしている。	
		(4) 事業計画やアプローチ等の適切さ	

項目	審査時 (年)	事後評価前現状把握 /事後評価時	評価方針/差異分析
有効性：③/ ②/① (1次調査終了後にレーティングを記入)	<p>＜妥当性のまとめ＞(方針案作成時は記入不要。事前事後比較表時に記入する) ※ 比較表作成時には、サブ・レーティングに至るロジックを記載する。</p> <p>(1) 定量的効果 (運用・効果指標の達成状況) 【運用指標】 ① . . . ② . . . 【効果指標】 ① . . . ② . . .</p> <p>(2) 事業の財務分析 FIRR/ROIC/ROE : % WACC/FWACC : %</p> <p>(3) 事業の経済分析 (参考数値) EIRR/EROIC/EROE : % WACC/FWACC : %</p> <p>(4) 定性的効果 ① . . . ② . . .</p>	<p>(1) 定量的効果 (運用・効果指標の達成状況) 【運用指標】 ① . . . ② . . . 【効果指標】 ① . . . ② . . .</p> <p>(2) 事業の財務分析 FIRR/ROIC/ROE : % WACC/FWACC : %</p> <p>(3) 事業の経済分析 (参考数値) EIRR/EROIC/EROE : % WACC/FWACC : %</p> <p>(4) 定性的効果 ① . . . ② . . .</p>	<p>(1) インパクト ① 定量的効果 ② 定性的効果</p>
インパクト (有効性のレーティングに	<p>(1) 定量的効果 (運用・効果指標の達成状況) 【運用指標】 ① . . . ② . . . 【効果指標】 ① . . . ② . . .</p> <p>(2) 事業の財務分析 FIRR/ROIC/ROE : % WACC/FWACC : %</p> <p>(3) 事業の経済分析 (参考数値) EIRR/EROIC/EROE : % WACC/FWACC : %</p> <p>(4) 定性的効果 ① . . . ② . . .</p>	<p>(1) 定量的効果 (運用・効果指標の達成状況) 【運用指標】 ① . . . ② . . . 【効果指標】 ① . . . ② . . .</p> <p>(2) 事業の財務分析 FIRR/ROIC/ROE : % WACC/FWACC : %</p> <p>(3) 事業の経済分析 (参考数値) EIRR/EROIC/EROE : % WACC/FWACC : %</p> <p>(4) 定性的効果 ① . . . ② . . .</p>	<p>(1) インパクト ① 定量的効果 ② 定性的効果</p>

項目	審査時（年）	事後評価前現状把握 ／事後評価時	評価方針／差異分析
含む)	(2) その他正負のインパクト ① 自然環境へのインパクト ② 住民移転・用地取得 ③ その他正負のインパクト	(2) その他正負のインパクト ① 自然環境へのインパクト ② 住民移転・用地取得 ③ その他正負のインパクト	
効率性：③／ ②／① (1次調査終了後にレーテ イングを記入)	(1) アウトプット (2) インプット ① 事業費 ② 事業期間 ●●年●月～●●年●月（●●年●カ月、●●カ月）	(1) アウトプット (2) インプット ① 事業費 ② 事業期間 ●●年●月～●●年●月（●●年●カ月、●●カ月）	<有効性・インパクトのまとめ> (方針案作成時は記入不要。事前事後比較表時に記入する) ※ 審査時に想定された事業効果（有効性・インパクト）がいかに実現されたか分析し、その分析をもとにどのように最終的なサブ・レーテイングを導出したか（各指標の軽重判断も含む）についてのロジックを記載。
持続性：③／ ②／① (1次調査終了後にレーテ イングを記入)	(1) 事業者の体制 (2) 事業者の技術 (3) 事業者の財務	(1) 事業者の体制 (2) 事業者の技術 (3) 事業者の財務	<効率性のまとめ> (方針案作成時は記入不要。事前事後比較表時に記入する)

項目	審査時 (年)	事後評価前現状把握 /事後評価時	評価方針/差異分析
	(4) 事業者の運営・維持管理状況	(4) 事業者の運営・維持管理状況	
<p><持続性のまとめ> (方針案作成時は記入不要。事前事後比較表時に記入する)</p> <p>※ 上記(1)~(4)の各項目の状況を勘案した上で、どのように最終的なサブ・レーティングを導出したかのロジックについて記載。</p>			

役割・貢献	<ul style="list-style-type: none"> 有用な提言・教訓導出に資すると考えられる場合に記載する。JICA 等の関係者が事業目的を達成するために審査/計画時や事業実施中に果たした役割、貢献について分析する。主な分析の観点として以下が上げられるが、必ずしもこれらに限定されない。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業計画時の対応の適切性 (事前調査の質、想定されたリスクへの対応) ✓ 事業計画遂行にあたっての対応の適切性、案件監理の質 (想定外の変化や問題発生時の対応。効果的かつタイミング良くインプットの投入を行ったか。負のインパクト (環境社会配慮等) に必要な対応をしたか) ✓ 事業の難易度が高い場合や新たな課題に挑戦する場合、事業関係者として特別な役割・貢献をしたか。 案件選定・審査、出融資実行、取引管理、回収・売却等に関して、定められた手続が遵守されているかどうかを確認する。手続の原則が守られていたにも関わらず、JICA のリスク軽減の観点から不十分な点があった場合は、その点に着目する。また、手続きで定められた以外であっても、必要に応じて行われた予防・対処的な何らかの対応が JICA のリスク軽減につながった場合は、その点にも着目する。 		
アディショナル リテイ	<ul style="list-style-type: none"> 海外投融資事業による資金提供が必要であった背景や海外投融資事業の承認時の要件 (既存の金融機関による出融資では事業が成立しないことが認められること、JICA の支援による付加価値が発揮されることが事業実施に不可欠と判断されること、等) を記載し、実際にどうであったかを確認する。 <p>(例)</p> <p>金融的側面におけるアディショナルリテイ： 他の民間金融機関では対応が難しい資金ニーズに対応している、民間資金の呼び水効果、革新的な資金提供メカニズムを実現している、等。</p> <p>非金融的側面におけるアディショナルリテイ： 民間セクター開発に係る効果 (*)、政治的リスク・カントリーリスクの軽減、相手国政府機関との仲介機能・触媒的役割を果たしている</p>		

	<p>る、制度改革に係る効果、等。</p> <p>日本の支援の意義：</p> <p>日本の技術の優位性、日本が支援するからこそ期待できる開発効果の増大、日本の裨益、等。</p> <p>* 投資環境改善、市場経済促進、競争促進、デモンストラーション効果、民間セクターに資するインフラの実現、等。</p>
<p>提言</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果から実施機関に提言すべき事項（改善策等）について、対象機関（誰が）、対応すべき課題（何のために）、課題への対応策（具体的に何をすべきか）、時期（いつまでに）を明確に記載。 (1) 実施機関への提言 (2) JICA への提言
<p>教訓</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教訓については見出し文を作成。実施中および今後の JICA 案件の形成・監理に有用となる事項（グッドプラクティス・留意点）について、本評価で確認された課題・グッドプラクティスの内容、教訓となりうる理由、やっておいてよかった／やるべきだった対応策（いつ、どこで、誰が、何を）を明確に記載。
<p>その他 （コラム、詳細分析の概要等）</p>	

事後評価報告書のひな型 <海外投融資> 案

国名

20XX 年度 外部事後評価報告書

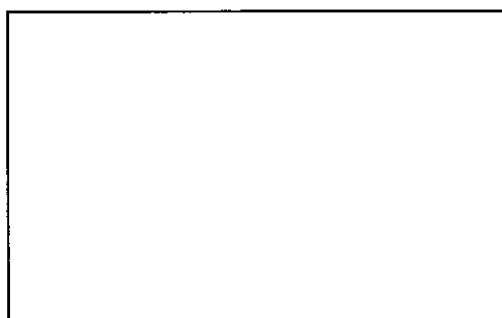
海外投融資「事業名」

外部評価者：所属先 氏名

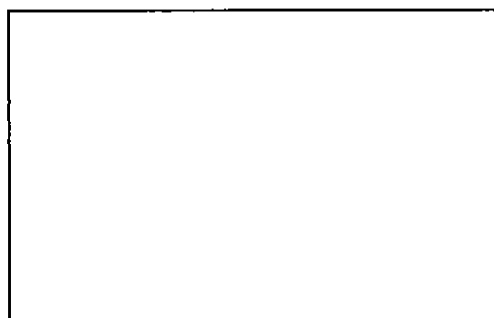
0. 要旨

「3.6 結論」を転記し、要旨に代用する。

1. 事業の概要



事業位置図



事業を表す代表的な写真

1.1 事業の背景

事業が実施されるに至った背景について審査調書、事業計画・出融資案件概要、案件計画調書等を参考として、後述の「目的」や「妥当性」とは内容を区別して記載する（20行程度）。

1.2 事業概要

JICA 貸与資料/事前事後比較表から事業目的を転記する。以下の定型どおりの記載がない事業については、事実関係は保ちつつ定型に沿って記載する。

「アウトプット（対象地域において〇〇すること）により、アウトカムを図り、もってインパクトに寄与する」

出融資承諾額/実行額	百万円
出融資契約書調印	年 月
出融資実行完了 (退出予定日)	年 月
出融資契約条件	利率/配当 % 返済条件/退出方針

	その他
事業者	年 月
関連調査等	年 月
関連事業 (事業名、期間、金額、概要)	

2. 調査の概要

2.1 外部評価者

氏名 (所属)

2.2 調査期間

今回の事後評価にあたっては、以下のとおり調査を実施した。

調査期間：2000年月～2000年00月

現地調査：2000年00月00日～00月00日、2000年00月00日～00月00日

2.3 評価の制約

3. 評価結果 (レーティング：A/B/C/D⁴)

3.1 妥当性 (レーティング：③/②/①⁵)

開発政策と開発ニーズは、事前評価時と事後評価時を比較したこと、日本の援助政策は事前評価時を確認したことが分かるように記載する。

3.1.1 開発政策との整合性

3.1.2 開発ニーズとの整合性

3.1.3 日本の援助政策との整合性

まとめとして、レーティング結果に応じて以下の定型文を挿入。定型文の挿入に際しては前後の文脈や文章のつながりを考慮のうえ、適宜調整を行うこと。文脈なく、突然定型文を置くということはない (妥当性に限らず、以下すべての該当箇所において同様)。

③	以上より、本事業の実施は00の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、妥当性は高い。
---	---

⁴ A：「非常に高い」、B：「高い」、C：「一部課題がある」、D：「低い」

⁵ ③：「高い」、②：「中程度」、①：「低い」

②	以上より、本事業の実施は [〇〇の開発政策/開発ニーズ/日本の援助政策] と一部合致しない点があり、妥当性は中程度といえる。
①	以上より、本事業の実施は〇〇（理由）により、[〇〇の開発政策/開発ニーズ/日本の援助政策] と合致しない点があり、実施の妥当性は低い。

3.2 有効性⁶（レーティング：③/②/①）

3.2.1 定量的効果（運用・効果指標）

定量的効果の下に、運用指標と効果指標を可能な限り別立てて記述する。

運用・効果指標については以下の表を定型として使用（表番号も適宜付記）。

	基準値	目標値	実績値		
	〇年	〇年	〇年	〇年	〇年
指標 1					
指標 2					
指標 3					

出所：JICA 提供資料、実施機関提供等

注：（本表を読む上で参考となる情報を記載。例：目標値は審査調書・事前評価表以外のソース、実績値の不備等）

3.2.2 定性的効果

3.2.3 事業の財務分析

3.2.4 事業の経済分析（参考数値）

参考値として計算した場合にのみ記載する。

3.3 インパクト

3.3.1 インパクトの発現状況

3.3.2 その他、正負のインパクト

対象地域及び周辺住民へのひ益、自然環境へのインパクト、住民移転・用地取得等。

有効性・インパクト評価のまとめの最後に、レーティング結果に応じて以下の定型文を挿入する。

③	以上より、本事業の実施によりおおむね計画どおりの効果の発現がみられ、有効性・インパクトは高い。
②	以上より、本事業の実施により一定の効果の発現がみられ、有効性・インパクトは中程度である。

⁶ 有効性の判断にインパクトも加味して、レーティングを行う。

①	以上より、本事業の実施による効果の発現は計画と比して限定的であり、有効性・インパクトは低い。
---	--

3.4 効率性（レーティング：③/②/①）

3.4.1 アウトプット

3.4.2 インプット

3.4.2.1 事業費

事業費の記述にあたっては以下の文言を使用する。

③	計画内に収まった（100%未満）/計画どおりであった。（100%の場合）
②	・計画を上回った。（100%超 150%以下） ・[計画内に収まった/計画どおりであった] が、〇〇に見合わないものであった。
①	計画を大幅に上回った。（150%超）

サブ・レーティング判断には含めないが、出資の退出見通し（延期の有無、プット・オプションの履行）、融資の返済期間等について、重要な情報や経緯があれば、記載する。

3.4.2.2 事業期間

事業期間の記述にあたっては以下の文言を使用する。

③	計画内に収まった（100%未満）/計画どおりであった。（100%の場合）
②	・計画を上回った（100%超 150%以下） ・[計画内に収まった/計画どおりであった] が、〇〇に見合わないものであった。
①	計画を大幅に上回った。（150%超）

サブ・レーティング判断には含めないが、出資に見合う配当の入金状況、売却予定価額、評価損の計上、融資元利金の支払い状況、引当金の計上等について、重要な情報や経緯があれば、記載する。

効率性評価のまとめとして、レーティング結果に応じて以下の定型文を挿入。

③	-③③	以上より、本事業は事業費、事業期間ともに [計画どおりであり/計画内に収まり] 効率性は高い。
②	-③② -③① -②③ -①③	以上より、本事業は [事業費/事業期間] については [計画どおりであった/計画内に収まった] もの、[事業費/事業期間] が計画を上回ったため、効率性は中程度である。

	-②②	以上より、本事業は事業費、事業期間ともに計画を上回ったため、効率性は中程度である。
①	-②① -①②	以上より、本事業は〔事業費/事業期間〕が計画を上回り、〔事業費/事業期間〕が計画を〔大幅に〕上回ったため、効率性は低い。
	-①①	以上より、本事業は事業費、事業期間ともに計画を大幅に上回ったため、効率性は低い。

3.5 持続性（レーティング：③/②/①）

3.5.1 体制

3.5.2 技術

3.5.3 財務

3.5.4 運営・維持管理の状況

各項目の評価判断を明確に各項目の文末に記載する。

持続性評価全体のまとめとして、レーティング結果に応じて以下の定型文を挿入する。

②	以上より、本事業は体制、技術、財務、運営維持管理の状況ともに問題なく、本事業によって発現した効果の持続性は高い。
③	以上より、本事業は〔体制/技術/財務/状況〕に軽度な/一部問題があり、本事業によって発現した効果の持続性は中程度である。
	以上より、本事業は〔体制/技術/財務/状況〕に重大な問題があり、本事業によって発現した効果の持続性は低い。

3.6 結論

（要旨と同一であることを念頭に）①事業の目的・概要が分かる1文を記載。②各評価項目における評価結果のポイントを簡潔にまとめる。③レーティング結果に応じて以下の定型文を挿入し、報告書を締めくくる。

A/B/D：「以上より、本事業の評価は〔非常に高い/高い/低い〕といえる。」

C：「以上より、本事業は一部課題があると評価される。」

（A～Dは上記文中に記載しない。）

全体で10～15行程度を目安とし、過不足なく簡潔に記載すること。

4. 役割・貢献/アディショナリティ

4.1 JICAの役割・貢献

4.2 JICA のアディショナリティ

5. 提言・教訓

5.1 提言

5.1.1 事業者への提言

5.1.2 JICA への提言

特にない場合は「なし」と記載すること（その場合も項目は削除しない）。

5.2 教訓

具体的な小タイトルを作成

教訓の内容を簡潔に表現した参照しやすい見出し（件名）を明記する。

以上

